

京都大学

知的財産ポリシー

平成15年12月24日

目 次

I . はじめに - 基本的な考え方 -	1
II . 知的財産権について	2
一 知的財産権の原則機関帰属	2
二 権利の承継	2
III . 知的財産の取扱いについて	2
1 . 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）について	2
一 用語の定義	2
二 発明等の扱い（発明届から特許等の活用までの流れ）	3
三 発明者の定義	4
四 発明者の確定	4
五 特許等を受ける権利の帰属	4
六 発明評価委員会	5
七 権利の承継の決定及び通知	7
八 譲渡書等の提出	7
九 発明届の時期と特許法第 30 条項	7
十 発明者の協力義務	7
十一 守秘義務	8
十二 出願の維持	8
十三 特許権の存続期間中の維持等	8
十四 任意譲渡	8
十五 発明者への補償	8
十六 特許の不実施に対する大学の措置	9
十七 研究者等の転職、退職後の取扱い	10
2 . 著作権について	10
一 データベース及びプログラムの取扱い	10
二 デジタル・コンテンツの取扱い	11

三 著作者への補償	11
四 著作財産権の著作者への返還	11
3 . 研究マテリアル等について	11
一 研究マテリアル等の定義	11
二 研究マテリアル等を外部に提供する場合	12
三 外部から研究マテリアル等の提供を受ける場合	12
四 研究者等の異動に伴う扱い	12
IV . 知的財産の活用推進と諸課題について	13
1 . 知的財産のライセンス及びマーケティング	13
一 知的財産のライセンス	13
二 知的財産のマーケティング	14
2 . T L Oとの連携	14
3 . 知的財産の係争、訴訟、侵害について	15
一 特許等を巡る係争、訴訟に対する対応	15
二 特許等への侵害に対する対応	15
4 . 不服申し立てについて	16
5 . 利益相反・責務相反について	16
附 記	16

Ⅰ．はじめに - 基本的な考え方 -

大学は「知の拠点」として、学問の継承、深化、発展、さらに新規学問分野の創成、創造性に富む人材の育成、そして社会への貢献等、新たな視点での展開が求められている。京都大学は、総合大学としてこうした課題に主体的・先駆的に取り組む中で、世界最高水準の学問の場でありつづけている。

21世紀に至り、知の結集・創出拠点としての役割が更に増してきている京都大学が、開かれた大学として、さらに最先端学問分野を切り拓き、世界的な知の拠点として発展していくためには、学内の融合や協調のみならず、社会との有機的な連携が必要不可欠である。特に大学がその知的資産を活用した知的活動の成果を社会へ還元し、人類の幸福と福祉、社会の発展と安定に寄与するためには、社会との連携を主体的・組織的に進めることが重要である。

その実現のために、論文公表や学会発表など、あらゆる方法で研究成果を公にしていくことが大学の基本的責務である。さらに、分野によっては、大学での創造的な研究活動の中で得られた知的財産について、社会に奉仕する立場で特許等として積極的に活用することが望まれている。その際、文系・理系を問わず、研究成果の権利化を図らないことやオープンソースとして公開することが世界の潮流となっている分野のあることも考慮されなければならない。

教育・研究に加えて、新たな視点からの社会貢献が大学の使命として位置づけられる中で、大学法人化後、京都大学は、産学連携、なかでも重要な意味を持つ知的財産の取り扱いにおいて、全学の合意のもとに知的財産の管理・運用を組織的・戦略的に行い、独立採算可能な財政基盤を確立しつつ実効的な「知的創造サイクル」を形成することを目指している。このポリシーでは、研究者等が行った発明等の取扱いについて基本的な考え方を明確にすることにより、その発明者としての権利を保障し、研究者等の発明意欲の向上を図るとともに、発明等の効率的活用によって、大学における研究者等の責務の一つとしての社会貢献を促進することを目的とし、取るべき基本的事項、指針について述べる。また、京都大学における知的財産に関わる業務を、学内外から見ても一体性のある体制でおこなうため、全学的な統括機能を持つ知的財産企画室のもと裁量権を有する5つの拠点から構成される有機的連携組織を提案する。

なお、社会の変動、大学を取り巻く環境の変化等に応じて、本知的財産ポリシーの見直しを行うものとする。

II．知的財産権について

一 知的財産権の原則機関帰属

発明は本来、発明をなした研究者等に帰属するものであるが、京都大学の研究者等が京都大学の資金、施設、設備その他の資源を使用して行った研究より知的財産権の対象となる発明が生じたとき、職務発明とみなして、京都大学はその知的財産権を承継することとし、知的財産権は研究者等から京都大学に譲渡され、京都大学に帰属する。ただし、特別の事情があると京都大学が認めるときは、知的財産権を発明者に帰属させることができる。

機関帰属により、知的財産は一括管理され、京都大学の知的財産の利用を促進し、もって産業界への技術移転が加速される。このように京都大学の知的資産の知的財産化の促進と、それを通じた有効利用の促進によって、産業の発展に寄与する形で、新たな社会貢献を果たすことが期待される。

二 権利の承継

知的財産権の原則機関帰属に従い、日本国及び外国における特許等を受ける権利を、原則、京都大学が承継する。

III．知的財産の取扱いについて

1．産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）について

一 用語の定義

本ポリシーにおいて、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 「発明等」(次の ないし に掲げるものをいう)

特許権の対象となる発明

実用新案権の対象となる考案

意匠権の対象となる創作

(2) 「特許等」(次の ないし に掲げるものをいう)

特許

実用新案

意匠

- (3) 「特許権等」(次の ないし に掲げるものをいう)

特許権

実用新案権

意匠権

二 発明等の扱い(発明届から特許等の活用までの流れ)

- (1) 京都大学の研究者等が発明等をなし、出願されるべきと判断した場合(注1) 総長(事務局:知的財産企画室)に届け出なければならない(注2)。
- (2) 届出を受けた総長(事務局:知的財産企画室)は、速やかに当該発明者に受理した旨を通知し、発明評価委員会(六 発明評価委員会の項参照(5ページ))を開催し、その評価結果をもとに特許等を受ける権利を承継するかどうかを決定する。
- (3) 京都大学が承継すると判断された発明等については、発明者は京都大学に特許等を受ける権利を譲渡する。
- (4) 京都大学が承継した特許等を受ける権利については、原則、総長(事務局:知的財産企画室)がその責任のもとに出願から権利化までの手続、さらにはライセンス等の交渉・契約を行い、事業化を促す。
- (5) 京都大学の発明者等の不服に対しては、不服申立窓口を常設し、発明等の届出から技術移転にわたる、あらゆる不服に対応する。不服申立窓口は知的財産企画室に置く。(4 不服申立の項参照(16ページ))

(注1) 京都大学の研究者等は、研究成果が発明等であるかどうか、また学問の発展上出願すべきかどうかを判断することができ、それに従って発明届提出について判断できる。その場合、その主旨が公共の利益に資する場合に限られるとする。民間企業、大学、各法人等との共同研究において、相手側が特許出願の意思を表明した場合、大学に発明届けを出すものとする。研究者等が発明届を出さない場合においても、学会発表や論文投稿による情報開示までの間、特定の個人、団体によってその研究成果が特許化されないよう、発明情報の機密に留意すべきである。なお、研究者等は職務発明とみなされる内容に対して、大学に相談なく、別途特許出願を行うことはできない。

(注2) 発明等の届け出は公表の前になされるべきである。例外として、特許法第30条による救済規程があるが(発明等を学会などで公表しても、特許権を受ける権利が失われないようにした救済規定。日本の場合、特定の条件下において6ヶ月間の猶予期間がある) この適用は望ましいものではない。

三 発明者の定義

「発明者」とは、発明等をなした京都大学の研究者等をいう。

「研究者等」とは、次に掲げるものをいう（注3）

- (1) 教員、職員、非常勤職員
- (2) 客員教授、ポスドク、外国人研究者等であつて、かつ京都大学と発明等の取扱いにつき契約がなされている者
- (3) 共同研究員、受託研究員、日本学術振興会特別研究員、私学研修員、内地研究員その他、京都大学と発明等の取扱いにつき本ポリシーに服することに合意がなされている者
- (4) 研究室に配属された学生・大学院生（注4）、社会人学生（注5）
京都大学との間で発明等の取扱いについて本ポリシーに服することに合意がなされている者。
（研究室に配属されていない学生については当面特別な措置はしない。例えば、ロボットサークルのような学生クラブ等にはこの規定は適用されない。）

（注3）大学の研究者等は、特許法第35条に定める「従業者等」にあたる正規の大学教職員と、それ以外の研究者に分類される。「従業者等」にあたる研究者は大学と雇用関係にあり、特許法上、発明者保護の観点から両者の関係が定められており、新たな発明の取扱いの取り決めは必要ないが、「従業者等」にあてはまらない研究者等の発明については、特許法上の定めがないため、発明等の取扱いについて契約を交わす必要がある。

（注4）一般的には学生、大学院生（以下「学生等」という）は大学とは雇用関係にないため、特許法第35条の適用はない。しかし、大学において教育と研究は密接不可分であり、教育は研究の成果を基礎に展開され、研究は学生等への教授・研究指導と深い関連を持って行われる。このため、学生等、とりわけ、より最先端の研究を行う大学院生が実質的に発明等に関与することが大いにありうる。これら学生等が関与してなされる発明の扱いについて、大学と学生との間で、本ポリシーに服することについて、合意する必要がある。

（注5）民間企業等の役員、従業員等の地位を有する社会人学生が関与してなされる発明の取扱いについては、当該学生、大学及び派遣元企業との間で、本ポリシーに服することについて、合意する必要がある。

四 発明者の確定

発明届けに記載されている発明者を発明者とするを前提とするが、異議が生じたときは、発明評価委員会（六 発明評価委員の項参照（5ページ））が発明者を確定するものとする。

五 特許等を受ける権利の帰属

- (1) 研究者等が職務発明をなしたとき、当該特許等を受ける権利は京都大学に承継される。
- (2) 国からの運営費交付金等、国からの特別の研究費（科学研究費補助金等の競争的

研究資金、特別運営交付金、研究補助金等）受託研究費、財団及び民間企業等からの奨学寄附金等に基づいて行った研究により特許権等の対象となる発明が生じたとき、当該特許等を受ける権利は京都大学に承継される。

- (3) 民間等との共同研究の場合、その研究から生じた発明の特許等を受ける権利は、京都大学が承継する旨決定した場合京都大学に帰属するが、当該共同研究の相手方との間で、相手方の資金、施設、設備その他の資源の提供度合いに応じて、その成果の帰属とその持ち分を別途定めることを妨げない。
- (4) T L O役員兼業、研究成果活用企業役員兼業、技術コンサルティング兼業等の兼業においては、原則として特別な措置はしないものとする。ただし、総長が、当該研究者等が兼業等を行うに当たって、大学の施設、設備その他の資源を用いることを認めるときはこの限りではない。
- (6) 海外研究機関において、客員研究員として得た成果は、海外研究機関の内部規定及び当該国の技術等に関する法律に従う。

六 発明評価委員会

(1) 体制

発明評価委員会は知的財産企画室と連携し発明評価業務を行う。京都大学には約3000名の教員が在籍しており、1つの発明評価委員会で全てに対応するのは困難である。そこで、分散キャンパスの地理的条件および性格の異なる学問分野の観点から、本部発明評価委員会の下に5拠点発明評価委員会を設け、各拠点発明委員会に裁量を与えることにより、知的財産活動を迅速に自主的な判断で行うことのできる体制を構築する。拠点発明評価委員会は以下の地域及び学術領域に設置される。

- ◆ 吉田拠点 主に吉田キャンパス内の部局等から届出のあった発明の評価を行う。
- ◆ 宇治拠点 主に宇治キャンパス内の部局等から届出のあった発明の評価を行う。
- ◆ 桂拠点 主に桂キャンパス内の部局等から届出のあった発明の評価を行う。
- ◆ 医学領域拠点 主に医学・薬学領域の発明評価を行う。
- ◆ 学術情報拠点 学術情報領域の発明評価、及び、データベース及びプログラム、デジタル・コンテンツについての著作物評価を行う。

なお、各拠点の整備が完了するまでの間、吉田拠点が暫定的にその業務を遂行する場合もあるものとする。

(2) 全学発明評価委員会の構成及び機能

- ・ 総長が指命する理事、各拠点発明評価委員会委員長、その他総長が認める若干名よりなる。
- ・ 大学発明の動向や課題等の分析、各拠点発明評価委員会からの報告についての総括等を行う。
- ・ 拠点発明評価委員会では解決できない事項の審議等を行う。
- ・ 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- ・ 委員長は委員の互選によって決められる。

(3) 拠点発明評価委員会の構成

- ・ 拠点発明評価委員会は委員長（各拠点毎）、複数名の委員（各拠点毎）よりなる。
- ・ 委員は次の者をもって構成するのが望ましい。
 - 拠点を構成する各部局からの代表
 - 学内外の技術専門家、若干名
 - 学内外の法律専門家、若干名
 - 学内外の知財専門家、若干名
 - 学内外のマーケティング専門家、若干名
 - 学内外の専門家に TLO（14 ページ、TLO との連携の項参照）を含む
- ・ 委員は総長より委嘱される。委員の選任については各拠点構成の部局の意見も採り入れる。
- ・ 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- ・ 委員長は委員の互選によって決められる。
- ・ 利益相反等の問題がある場合、委員は評価に加わらないものとする。

(4) 拠点発明評価委員会の機能

- ・ 当該発明が京都大学に承継されるべき発明であるかどうかの判断を行う。
- ・ 当該発明を京都大学が承継するかどうかの判断を行う。
- ・ 京都大学に承継される発明について、特許出願するかどうかの判断を行う。
- ・ 発明者を確定する。
- ・ 出願特許等の維持判断を行う。
- ・ 特許権等の存続期間中の維持判断を行う。
- ・ 特許等のライセンス許諾の判断を行う。

(5) 拠点発明評価委員会会議

- ・ 拠点発明評価委員会は、当該拠点発明委員会委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。
- ・ 拠点発明評価委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決する。
- ・ ただし、拠点発明評価委員会は、書面（電子媒体を含む）による決議をもって、前項の決議に代えることができる。この場合、議事は委員の過半数の賛成をもって決する。

七 権利の承継の決定及び通知

- (1) 総長（事務局：知的財産企画室）は職務発明等の届出があったときは、当該拠点発明評価委員会を開催する。
- (2) 総長（事務局：知的財産企画室）は当該拠点発明評価委員会の評価結果をもとに、当該発明等が職務発明であるかどうかを判断し、京都大学が当該特許等を受ける権利を承継するかどうか決定する。
- (3) 総長（事務局：知的財産企画室）は当該拠点発明評価委員会の評価結果及び前項の決定を研究者等に通知する。

八 譲渡書等の提出

研究者等は届出を行った発明等が職務発明であると判断され、当該特許等を受ける権利を京都大学が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、総長（事務局：知的財産企画室）に譲渡証書およびその他別に定める書類を提出しなければならない。

九 発明届の時期と特許法第 30 条項

発明届は原則として公表する前に提出しなければならない。ただし、学会発表予定や第 30 条適用による事情等がある場合、発明者はその旨総長（事務局：知的財産企画室）に報告するものとする。

十 発明者の協力義務

研究者は届け出をした発明等について、大学から出願手続、審判請求等に対する協力を依頼されたときには、これに応じなければならない。

十一 守秘義務

発明及び発明情報に携わる者はすべて、必要な期間中、その秘密を守らなければならない。

十二 出願の維持

各拠点の発明評価委員会は、出願、審査請求の要否、及び、特許査定または拒絶査定の際で維持の要否の判断をおこなう。権利化が見送られた特許は発明者へ返却される。

十三 特許権の存続期間中の維持等

権利存続期間中維持することを原則とするが、特許権については設定登録後3年が経過した時点、実用新案権については実用新案登録出願の日から3年、意匠権については意匠登録出願の日から5年及び10年がそれぞれ経過した時点で、発明者の所見（維持の可否及び理由）等を聴取して、発明評価委員会が維持すべきか否かを決定する。発明者が退職、長期出張の場合でも、本人に意見を聞くものとする。維持しないと決定した特許は発明者へ返却される。

十四 任意譲渡

個人、法人及び国から、その所有する特許権を京都大学に譲渡する旨の申し出があったときは、発明評価委員会の意見を参酌した上で、当該特許権等の承継の可否を決定する。

十五 発明者への補償

- (1) 補償は発明の届出書に発明者として記載され、発明評価委員会にて発明者として確定された京都大学の者に対し行なう。発明者への出願時補償金は6,000円とする。
- (2) 出願時補償金を受ける権利を有する発明者が二人以上あるとき、それぞれの補償金は、発明の寄与度に応じた割合とする。
- (3) 発明者が転職・退職した後も補償金を受ける権利は存続する。また発明者が学生及び大学院生であるときは、卒業、修了又は退学の場合も同様とする。
- (4) 特定商品開発のためのライセンスが複数であれば、複数の特許が対象となる。
- (5) 発明者が死亡した場合には、相続人に補償金を受ける権利を付与する。
- (6) 実施補償

京都大学がこの規則に基づき取得した発明等にかかる権利の運用または処分により収入を得た場合、毎年1月1日から12月31日までの間の総収入について、当該特許出願及び維持費にかかわる経費を除き、残りの部分について表1のように配分する。実施補償の査定に当たっては、発明者の寄与度や発明の価値が著しく高い場合、あるいは発明の完成に至るまで著しく長い年月がかかり、発明完成時の発明者がすべての発明に関わる研究を行ったとは言えない場合など、特許取得に至った経緯、財産価値を發揮するに至った経緯等の諸事情を考慮しつつ、発明者への配分は、表1の配分表を指針として収入実績の範囲によって、20%の場合は10%～30%、35%の場合は20%～50%、50%の場合は30%～70%に、それぞれ配分率を変動させ、配分率を決定するものとする。この場合、部局および大学への配分は、発明者への実施補償を行った残額につき、上記各比率で按分するものとする。

表1に記載の部局に配分される部分の部局内部での配分は、各部局において別に定めるところによる。

表1に記載の大学への配分は、総長が管理し、運営経費、係争経費や知的サイクル形成のための推進経費等に充てる。

補償金を受ける権利を有する発明者が二人以上あるときは、各人の補償金は各共有持分に従い按分する。

発明者の申し入れによって、発明者に配分される特許収入を大学・部局あるいは研究室に配分することができる。

表1．実施補償による特許収入の配分指針

収入実績	200万円未満の部分	200～5,000万円未満の部分	5,000万円以上の部分
発明者	20%	35%	50%
部局（配分は部局に委ねる）	30%	25%	20%
大学	50%	40%	30%

十六 特許の不実施に対する大学の措置

- (1) 大学の公的な立場から、企業との共同研究によって生じた発明を、相手企業が相当な期間正当な理由なく実施しない場合、大学は、発明等が社会に活用されるよう措置できる権利を相手企業との契約において留保するべく努めるものとする。また、大学に単独に帰属する特許権等を第三者に独占的に実施許諾する場合も同様とする。

- (2) 企業との共有特許を大学が自らあるいはその他の者への実施許諾等の方法により十分に活用できない場合、大学は、企業が実施することによって得た収益のうち、大学の持分に相当する対価を請求できる権利を契約において留保するべく努めるものとする。

十七 研究者等の転職、退職後の取扱い

- (1) 研究者等が他の大学等他機関から京都大学に赴任、または京都大学から他大学他機関へ赴任することに伴い、発明等が京都大学を含む複数の大学等に関連する場合、発明者は発明を総長（事務局：知的財産企画室）に届ける。当該拠点の発明評価委員会の審議により単独の大学の発明と判断がされなかった場合、当該拠点の発明評価委員会の委員長が、事務局の知的財産企画室の協力を得て、当該大学と持ち分等について話し合うものとする。
- (2) 京都大学の研究者等が転職あるいは退職した場合においても、当該発明が、本ポリシーに規定される発明と判定できる場合は、本ポリシーが適用される。

2 . 著作権について

京都大学においては様々な著作物が創作される。このうち、著作物が直接産業利用される可能性の高いものについては、個人がその著作権を扱うよりも、大学が組織的に管理・運用する方が好ましいと考えられる。京都大学が組織として取扱い対象とする著作物は当面データベース及びプログラム、デジタル・コンテンツとし、必要に応じて取扱い対象を広げていく。著作権の取扱いは、(III 産業財産権についての項参照(2ページ参照))を準用するものとする。

一 データベース及びプログラムの取扱い

- (1) データベース及びプログラム(以下、「データベース等」という。)は、単独で、あるいは他の知的財産等との組み合わせにより、技術として利用される可能性が高い。
- (2) データベース等の権利化に関連して、当該技術が特許として出願され、特許を受ける権利が京都大学に承継された場合、当該著作財産権も京都大学に承継されることが望ましい。
- (3) 京都大学の研究者等が作成し、産業上の利用が見込まれるデータベース等について、その著作財産権の管理を大学において行うことを望む届出があった場合、総長は学術情報領域の拠点発明評価委員会(発明評価委員会(項参照(5ページ)))

に評価を委託し、機関帰属と決定したものについて、管理・運用を行う。

二 デジタル・コンテンツの取扱い

- (1) デジタル・コンテンツは、今後、大学が社会に対して積極的に発信すべきと考えられる。またデジタル・コンテンツに関しては、大学が組織的に私的録音録画補償金制度への対応を図ることも可能である。
- (2) 京都大学の研究者等が作成したデジタル・コンテンツについて、その著作権の管理を大学において行うことを望む届出があった場合、総長は学術情報領域の拠点発明評価委員会に評価を委託し、機関帰属と決定したものについて、管理・運用を行う。

三 著作者への補償

発明者に対して実施補償のみをおこなう。京都大学が譲渡を受けた著作権について、権利の行使、運用により収入を得た場合、毎年1月1日から12月31日までの総収入については、III.1. 十五 発明者への補償の項参照(8ページ)に準じて配分する。

四 著作権の著作者への返還

京都大学が管理・運用を行うこととなった著作物について、3年以上継続して著作権による収入が無い場合には、該当する著作権は、原則として著作者に返還される。

3. 研究マテリアル等について

京都大学の研究開発成果として生じた研究マテリアル等のうち外部提供するものは原則機関管理とする。ただし、公共性の高い研究等に関するものについてはこの限りではない。

一 研究マテリアル等の定義

研究マテリアル等とは、以下に該当する学術的・財産的価値その他の価値のあるものを言う。なお、論文、講演その他の著作物等に関するものは対象としない。

- (1) 研究開発成果として得られたもの
- (2) 研究開発の際に、(1)を得る中間過程で創作または取得されたもの

- (3) 研究開発成果を取得する際に派生して創作または取得されたもの
 - (4) (1)～(3)について記録・記載した電子記録媒体、紙記録媒体
- 具体例としては、微生物、細胞、実験動物、植物新品種等の生物資源、化合物、新材料、土壌、岩石等の材料、資料及びサンプル、試作品、モデル品等があげられる。

二 研究マテリアル等を外部に提供する場合（注6）

- (1) 研究マテリアル等の提供依頼が外部よりあれば、当該研究マテリアル等を作成、管理、保管している研究室および当該部局が担当し、提供に必要な業務を行うものであるが、知的財産企画室は相談があれば、研究マテリアル等の提供に関わる契約書ひな型提供等の支援を行うものとする。
- (2) 契約書には、マテリアルの使用目的、マテリアルの量または数、マテリアルの第三者等への提供を含む流用の禁止、マテリアルを使った研究の成果の取り扱い、有償か無償、等を条文中に記載し、必要があればマテリアルの安全性、取り扱い方法、容器、緊急時の対応策等を記載することが望まれる。

（注6）研究マテリアルは国の規制対象になることがある。特に海外研究機関に提供する場合、用途が大量破壊兵器、麻薬等の作製あるいは環境破壊などに使用されないか、日本国の輸出規制対象になっていないか、あるいは輸出国が軍事的危険国でないか等のチェックが必要である。

三 外部から研究マテリアル等の提供を受ける場合

相手側は、研究マテリアル提供に関する覚書あるいは契約書を提示し、本人のサインを求めてくると想定されるが、その場合、機密保持と成果の取扱いについて、不利益が発生しないか十分に検討すべきである。特に海外の機関から提供を受ける場合、慎重な対応が必要である。必要に応じて、知的財産企画室の協力を得て、総長または部局長が判断する。

四 研究者等の異動に伴う扱い

京都大学の研究者等が、大学間異動等に伴い、京都大学から研究マテリアルを持ち出すときは、総長又は部局長の了解を得るものとする。

IV．知的財産の活用推進と諸課題について

1．知的財産のライセンス及びマーケティング

一 知的財産のライセンス

- (1) ライセンス対象の京都大学知的財産は下記の特許等及び著作物で、これらを京都大学のライセンス対象知的財産と定義する。

特許

実用新案

意匠

商標

デジタル・コンテンツ及びコンピュータソフトの著作財産権のある著作物

- (2) 産業目的および学術目的等の理由で、外部からのライセンス申し込みがなされた場合、知的財産企画室が窓口になり、外部機構からの申し出の具体的な内容をヒアリングし、ライセンスレポートを作成する。また知的財産企画室のマーケティング（14頁、特許等のマーケティングの項参照）からライセンス可能な候補が確認できたとき、同様のライセンスレポートを作成する。
- (3) そのライセンスレポートの内容を知的財産企画室は拠点発明評価委員長及び発明者に連絡し、ライセンス許諾審議の準備を始める。
- (4) ライセンス許諾の審議は拠点発明評価委員会の役割とし、このライセンス許諾の審議に限って、拠点発明評価委員会に当該特許の発明者は参考人として参加できるものとする。
- (5) 外部から依頼のあったライセンス申し出については、当該拠点発明評価委員会は、当該特許の必要性、用途、社会的、産業的效果等を吟味し、許諾判定をおこなう。
- (6) ライセンス方式、ライセンス料の設定、対象となる国の設定、ライセンス期間、特許使用料の支払い方式等は外部機関との交渉事項であり、当該拠点発明評価委員会は、知的財産企画室の協力をえながら、交渉を行い、最終合意点の判断をおこなうものとする。
- (7) ライセンス契約は当該拠点発明評価委員会の審議に従って、知的財産企画室が契約案文を作り、総長または部局長が決済するものとする。
- (8) ライセンスにおける優先事項として、発明者がかかわる京都大学発ベンチャー企業が当該ライセンス対象の京都大学知的財産の実施を希望するときは優先的な条

件で実施権が与えられる。あるいは発明者が当該ライセンス対象の京都大学知的財産を持ってベンチャー企業を起こすときは優先的実施権が与えられる。

- (9) 特許出願済で未公開の申請中特許の秘密保持契約を締結している特定の機関への開示については、当該拠点発明評価委員会が審議し、総長または部局長が決済するものとする。
- (10) 外国企業からのライセンス申入れに対しては、日本の法律、当該外国の法律を参考にしながら、本ポリシーの手順に従って処理を行うものとする。

二 知的財産のマーケティング

- (1) 知的財産企画室は特許等を一括管理し、これをもとにマーケティング等により特許等の活用を図る。
- (2) 特許等のマーケティングは、各拠点発明評価委員会が、知的財産企画室の協力を得ながら、その活用のためのビジネスプランを作成する。知的財産企画室はその活用プランをもとに特許等のマーケティングを実施する。
- (3) 京都大学特許を情報メディア、医学、薬学、バイオ、材料等の技術分野に分け、それぞれの分野に得意なパートナーと組んで、分野集中型マーケティングの実施を基本とする。
- (4) 京都大学特許のマーケティングを行うパートナー候補としては、TLO等（次項参照）との連携が候補として考えられる。京都大学独自の京都大学特許のマーケティングもあり得る。また特許のグローバル展開は重要な事項であり、これは今後の検討課題のひとつである。

2 . TLOとの連携

大学で生まれた研究成果を社会に還元するために設立されている技術移転機構、TLO（Technology Licensing Organization）は、これまで大学の知的財産を扱うマネジメントや業務上のノウハウを構築し、多くのマーケット情報を保有し、大学の知的財産事業の重要なパートナーとして位置づけられる。京都大学は、独自のTLOを有せず、最も関係の深い国の承認TLOとして、京都大学の教官が個人出資し、学内で特許相談や、特許の個人出願業務委託などのサービスを行ってきている関西TLOがある。京都大学の知的財産事業は、関西TLOを大学外部一体型のTLOと位置づけしつつ、他のTLO等との連携も視野に入れ、協力関係を持つことが考えられる。

- (1) TLOとの協力関係としては業務提携が考えられ、次に事業拡大に伴い大学のTLOへの資本参加や、TLOにおける京大事業部の設置などが考えられる。

- (2) 大学と TLO との役割分担は協議事項であるが、基本的には大学は大学内のシーズ情報の掌握に努め、TLO は産業界のニーズ情報の掌握やマーケット支援活動に努めるのが望ましいと考えられる。
- (3) TLO が産業界のニーズやマーケット情報の掌握が迅速に実施できるように、大学の発明評価委員会に参加し、早い時期に大学の発明情報を把握することは、迅速に大学技術の社会移転を実施する上からも重要なことと思われる。また TLO からのマーケット情報は大学の発明評価委員会にとって特許を受ける権利の大学承継の判断に役立つと考えられる。

3 . 知的財産の係争、訴訟、侵害について

一 特許等を巡る係争、訴訟に対する対応

特許等を巡る係争、訴訟が発生した場合、当該特許等を担当する拠点発明評価委員会を開催し、裁判等の金銭的負荷を考慮して対応する。

二 特許等への侵害に対する対応

- (1) 京都大学特許等への侵害が発覚すれば、知的財産企画室が事務局となり、当該特許等を担当する拠点発明評価委員長及び発明者に報告する。
- (2) 発明者と知的財産企画室は特許等侵害の具体的対象物、侵害の開始時期・期間、その金銭的効果等の情報を収集し、京都大学特許等侵害に係る報告書を作成する。
- (3) この報告書をもとに当該特許等を担当する拠点発明評価委員長は、発明者、弁護士を参考人として加えて拠点発明評価委員会を召集する。この特許等侵害に限定した拠点発明評価委員会を拠点特許等侵害対策委員会とも言う。
- (4) この拠点特許等侵害対策委員会の決議に従って、総長または部局長は当該特許等侵害者に対して文章にて警告を行う。
- (5) また必要に応じて拠点特許等侵害対策委員会のメンバーと知的財産企画室が直接の交渉にあたる。
- (6) 特許等侵害に係る係争は和解、あるいは裁判とさまざまなケースが想定されるが、拠点特許等侵害対策委員会からの提案を受け、最終的な判断は総長、または部局長が行う。

4．不服申し立てについて

- (1) 本ポリシーの適用に関連する研究者等の不服の申し出に対するための窓口として、不服申立窓口を知的財産企画室に設置する。
- (2) 不服申立窓口は本ポリシーに関連する研究者等のあらゆる不服に対応する。
- (3) 研究者等に不服があるときは、通知を受けた日から4週間以内に、知的財産企画室に設置されている不服申立窓口に対し、不服を申し立てることができる。不服についての審査は第三者を含めた不服審査会(仮称)で行う。

5．利益相反・責務相反について

文部科学省の科学技術会議・学術審議会、技術・研究基盤部会及び産学官連携推進委員会からなる“利益相反ワーキング・グループ”によって策定された「利益相反ワーキング・グループ報告書、平成14年11月1日」に基づいて、京都大学での利益相反ポリシー・責務相反ポリシーを別途策定する予定である。

附 記

このポリシーは、外国の知的財産権を対象とする発明等に関しても、これを準用する。

京都大学知的財産ポリシー

平成 16 年 1 月 9 日 第 1 刷

平成 16 年 4 月 16 日 第 2 刷

京都大学知的財産企画室

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

TEL: 075-753-9181 FAX: 075-753-7591

<http://www.ip.kyoto-u.ac.jp>